

日 調 連 発 第 2 6 3 号
平成30年12月27日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（通知）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

事 務 連 絡

平成 30 年 12 月 14 日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿

地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿

法務省民事局民事第二課 山本補佐官

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部施行について

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）のうち、自筆証書遺言の方式の緩和に関する規定が、平成 31 年 1 月 13 日から施行されることとなりましたが、これに伴う不動産登記事務等の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、このほかの規定については、原則として平成 31 年 7 月 1 日から、配偶者居住権の新設等に関する規定は平成 32 年 4 月 1 日から、施行されることとなりましたが、これに伴う不動産登記事務等の取扱いについては、追って連絡します。

記

1 改正の趣旨

改正法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 条）においては、自筆証書遺言は、全文、日付及び氏名を全て自書し、これに印を押さなければならないとされている（民法第 968 条第 1 項）が、自筆証書遺言の自書の負担を軽減して自筆証書遺言の利用を促進する観点から、その要件の一部が緩和されるものである。

2 改正の概要

自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（民法第 997 条第 1 項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しないとされ、

この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならないとされた（改正法による改正後の民法第968条第2項）。

これにより、遺言書の末尾に添付されることが多いいわゆる遺産目録については、各ページに署名し、印を押したものであれば（用紙の片面に目録の記載があるときは、署名及び押印は裏面でもよい。）、パソコン等により作成したもの、遺言者以外の者が代筆したもの、登記事項証明書等を添付してこれを目録とするもの等であっても認められることとなる（別添参考資料参照）。

なお、この目録中の加除その他の変更については、この目録以外の部分と同様に、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないとされた（同条第3項）。

おって、関係規定の施行の日（平成31年1月13日）前にされた自筆証書遺言については、なお従前の例によるとされた（改正法附則第6条）。これにより、平成31年1月13日より前に作成された自筆証書遺言については、相続開始が同日以降であっても、従前どおり、全文、日付及び氏名が全て自書されていない場合には無効となるので、留意する必要がある。

自筆証書遺言の方式（全文自書）の緩和方策として考えられる例

1 遺言書本文（全て自書しなければならないものとする。）

遺 言 書

- 1 私は、私の所有する別紙目録第1記載の不動産を、長男甲野一郎（昭和○年○月○日生）に相続させる。
- 2 私は、私の所有する別紙目録第2記載の預貯金を、次男甲野次郎（昭和○年○月○日生）に相続させる。
- 3 私は、上記1及び2の財産以外の預貯金、有価証券その他一切の財産を、妻甲野花子（昭和○年○月○日生）に相続させる。
- 4 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。
 住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番地○
 職 業 弁護士
 氏 名 丙山 太郎
 生年月日 昭和○年○月○日

平成31年4月12日

住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

甲 野 太 郎 ①

2 別紙目録（署名部分以外は自書でなくてもよいものとする。）

物 件 等 目 録

第1 不動産

1 土地

所 在 ○○市○○区○○町○丁目
地 番 ○番○
地 積 ○○平方メートル

2 建物

所 在 ○○市○○区○○町○丁目○番地○
家屋番号 ○番○
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 ○○平方メートル
2階 ○○平方メートル

3 区分所有権

1 棟の建物の表示

所 在 ○○市○○区○○町○丁目○番地○
建物の名称 ○○マンション

専有部分の建物の表示

家屋 番号 ○○市○○区○○町○丁目○番の○○
建物の番号 ○○
床 面 積 ○階部分 ○○平方メートル

敷地権の目的たる土地の表示

土地の符号 1
所在地番 ○○市○○区○○町○丁目○番○
地 目 宅地
地 積 ○○平方メートル

敷地権の表示

土地 の 符号 1
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 ○○○○○分の○○○

第2 預貯金

1 ○○銀行○○支店 普通預金
口座番号 ○○○

2 通常貯金

記 号 ○○○
番 号 ○○○

甲 野 太 郎 (印)

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年七月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十二号

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八百九十九条」を「第八百九十九条の二」に、「第一千二十七条」を「第一千四十一条」に、

「第八章 遺留分(第一千二十八条―第一千四十四条)」を「第八章 遺留分(第一千四十二条―第一千四十

九条)

」に改める。

第八百八十五条第二項を削る。

第五編第三章第一節中第八百九十九条の次に次の一条を加える。

(共同相続における権利の承継の對抗要件)

第八百九十九条の二 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次

条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対

抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超

えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該債権を

承継した場合にあつては、当該債権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして債務者にその承継

の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適

用する。

第九百二条第一項ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

(相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使)

第九百二条の二 被相続人が相続開始の時にあって有した債務の債権者は、前条の規定による相続

分の指定がされた場合であっても、各共同相続人にに対し、第九百条及び第九百一条の規定により

算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の

一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。

第九百三条第一項中「前三条」を「第九百条から第九百二条まで」に改め、同条第三項中「その

意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する」を「その意思に従う」

に改め、同条に次の一項を加える。

4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供す

る建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与に

ついて第一項の規定を適用しない旨の意思表示をしたものと推定する。

第九百六条の次に次の一条を加える。

(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)

第九百六条の二 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、

その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなす

ことができる。

2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、

当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

第九百七条第一項中「遺産の」の下に「全部又は一部の」を加え、同条第二項中「その」の下に

「全部又は一部の」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合に

おけるその一部の分割については、この限りでない。

第九百七条第三項中「前項」を「前項本文」に改める。

第九百九条の次に次の一条を加える。

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第九百九条の二 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の

一に第九百条及び第九百一条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的

な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごと

に法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。こ

の場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の

分割によりこれを取得したものとみなす。

第九百六十四条ただし書を削る。

第九百六十八条第二項中「自筆証書」の下に「(前項の目録を含む。)」を加え、同項を同条第三項

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第九百九十七条第一

項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合に

は、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の

毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面)に署名し、印を押さな

ければならない。

第九百七十条第二項及び第九百八十二条中「第九百六十八条第二項」を「第九百六十八条第三項」

に改める。

第九百九十八条を次のように改める。

(遺贈義務者の引渡義務)

第九百九十八条 遺贈義務者は、遺贈の目的である物又は権利を、相続開始の時(その後に当該物

又は権利について遺贈の目的として特定した場合にあつては、その特定した時)の状態で引き渡

し、又は移転する義務を負う。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その

意思に従う。

第一千条を次のように改める。

第一千条 削除

第一千条 削除

第一千条 削除

第一千条 削除

第一千条 削除

2 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければ

ならない。

第一千二条第一項中「遺言執行者は」の下に「、遺言の内容を実現するため」を加え、同条第二

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。

第一千三条に次の二項を加える。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗す

ることができる。

3 前二項の規定は、相続人の債権者(相続債権者を含む。)が相続財産についてその権利を行使す

ることを妨げない。

第千十四条に次の三項を加える。

2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第百九十九条の第二項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができ、

3 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができ、ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。

4 前二項の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。第千十五条及び第千六条を次のように改める。

（遺言執行者の行為の効果）

第千十五条 遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。

（遺言執行者の復任権）

第千十六条 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

2 前項本文の場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

第千二十五条ただし書中「その行為が」の下に「錯誤」を加える。

第五編第八章中第千四十四条を削り、第千四十三条を第千四十九条とする。

第千四十二条の見出し中「減殺請求権」を「遺留分侵害額請求権」に改め、同条中「減殺の」を「遺留分侵害額の」に、「減殺すべき」を「遺留分を侵害する」に改め、同条を第千四十八条とする。第千四十条及び第千四十一条を削る。

第千三十九条の見出しを削り、同条中「これを贈与」を「当該対価を負担の価額とする負担付贈与」に改め、同条後段を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

負担付贈与がされた場合における第千四十三条第一項に規定する贈与した財産の価額は、その目的の価額から負担の価額を控除した額とする。

第千三十九条を第千四十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（遺留分侵害額の請求）

第千四十六条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

2 遺留分侵害額は、第千四十一条の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。

一 遺留分権利者が受けた遺贈又は第百九十三条第一項に規定する贈与の価額

二 第百九条から第百九十二条まで、第百九十三条及び第百九十四条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額

三 被相続人が相続開始の時に所有した債務のうち、第百九十九条の規定により遺留分権利者が承継する債務（次条第三項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

（受遺者又は受贈者の負担額）

第千四十七条 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈（特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。）又は贈与（遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。）の目

的の価額（受遺者又は受贈者が相続人である場合にあつては、当該価額から第千四十二条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額）を限度として、遺留分侵害額を負担する。

一 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。

二 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受贈者がその目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

三 受贈者が複数あるとき（前号に規定する場合を除く。）は、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する。

2 第百九十四条、第千四十三条第二項及び第千四十五条の規定は、前項に規定する遺贈又は贈与の目的の価額について準用する。

3 前条第一項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によつて第一項の規定により負担する債務を消滅させることができる。この場合において、当該行為によつて遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する。

4 受遺者又は受贈者の無資力によつて生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

5 裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、第一項の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。

第千三十一条から第千三十八条までを削る。

第千三十条に次の二項を加える。

2 第百九十四条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

3 相続人に対する贈与についての第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。

第千三十条を第千四十四条とする。

第千二十九条の前の見出しを削り、同条第一項中「遺留分」を「遺留分を算定するための財産の価額」に、「控除して、これを算定する」を「控除した額とする」に改め、同条を第千四十三条とし、同条の前に見出しとして「遺留分を算定するための財産の価額」を付する。

第千二十八条中「として」の下に、次条第一項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に「を加え、」に相当する」を「を乗じた」に改め、同条各号中「被相続人の財産の」を削り、同条に次の一項を加える。

2 相続人が数人ある場合には、前項各号に定める割合は、これらに第百九条及び第百九十一条の規定により算定したその各自の相続分を乗じた割合とする。

第千二十八条を第千四十二条とし、第五編第七章第五節中第千二十七条の次に次の十四条を加える。

第千二十八条から第千四十一条まで 削除

本則に次の一章を加える。

第九章 特別の寄与

第千五十条 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び第百九十一条の規定に該当し又は廃除によつてその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下この条において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。

2 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から六箇月を経過したとき、又は相続開始の時から一年を経過したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。

- 4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
- 5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第九百条から第九百二条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。
- 第二条** 民法の一部を次のように改正する。

目次中「第千四十一条」を「第千二十七条」に、「第八章 遺留分(第千四十二条―第千四十九条)」

を
「第八章 配偶者の居住の権利
第一節 配偶者居住権(第千二十八条―第千三十六条)
第二節 配偶者短期居住権(第千三十七条―第千四十一条)に改める。
第九章 遺留分(第千四十二条―第千四十九条)
第十章 特別の寄与(第千五十条)」

第千二十八条から第千四十一条までを削り、第五編中第九章を第十章とし、第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 配偶者の居住の権利

第一節 配偶者居住権

(配偶者居住権)

第千二十八条 被相続人の配偶者(以下この章において単に「配偶者」という。)は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物(以下この節において「居住建物」という。)の全部について無償で使用及び収益をする権利(以下この章において「配偶者居住権」という。)を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあつては、この限りでない。

一 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。

二 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。

2 居住建物が配偶者の財産に属することとなつた場合であつても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。

3 第九百三条第四項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。

(審判による配偶者居住権の取得)

第千二十九条 遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができる。

一 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。

二 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき(前号に掲げる場合を除く。)

(配偶者居住権の存続期間)

第千三十条 配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

(配偶者居住権の登記等)

第千三十一条 居住建物の所有者は、配偶者(配偶者居住権を取得した配偶者に限る。以下この節において同じ。)に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。

2 第六百五条の規定は配偶者居住権について、第六百五条の四の規定は配偶者居住権の設定の登記を備えた場合について準用する。

(配偶者による使用及び収益)

第千三十二条 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければならない。ただし、従前居住の用に供していなかった部分について、これを居住の用に供することは妨げない。

2 配偶者居住権は、譲渡することができない。

3 配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせることができない。

4 配偶者が第一項又は前項の規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させることができる。

(居住建物の修繕等)

第千三十三条 配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる。

2 居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができる。

3 居住建物が修繕を要するとき(第一項の規定により配偶者が自らその修繕をするときを除く。)、又は居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は、居住建物の所有者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

(居住建物の費用の負担)

第千三十四条 配偶者は、居住建物の通常の必要費を負担する。

2 第五百八十三条第二項の規定は、前項の通常の必要費以外の費用について準用する。

(居住建物の返還等)

第千三十五条 配偶者は、配偶者居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物の所有者は、配偶者居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができない。

2 第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。

(使用貸借及び賃貸借の規定の準用)

第千三十六条 第五百九十七条第一項及び第三項、第六百条、第六百十三条並びに第六百六条の二の規定は、配偶者居住権について準用する。

(配偶者短期居住権)

第千三十七条 配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合

には、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日までの間、その居住していた建物(以下この節において「居住建物」という。)の所有権を相続又は遺贈により取得した者(以下この節において「居住建物取得者」という。)に対し、居住建物について無償で使用する権利(居住建物の一部のみを無償で使用していた場合にあつては、その部分について無償で使用する権利)において居住建物に係る配偶者居住権を取得したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し若しくは廃除によってその相続権を失ったときは、この限りでない。

一 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合 遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から六箇月を経過する日のいずれか遅い日

二 前号に掲げる場合以外の場合 第三項の申入れの日から六箇月を経過する日

2 前項本文の場合においては、居住建物取得者は、第三者に対する居住建物の譲渡その他の方法により配偶者の居住建物の使用を妨げてはならない。

3 居住建物取得者は、第一項第一号に掲げる場合を除くほか、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができる。

(配偶者による使用)

第一千三十八条 配偶者（配偶者短期居住権を有する配偶者に限る。以下この節において同じ。）は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用をしなければならない。

2 配偶者は、居住建物取得者の承諾を得なければ、第三者に居住建物の使用をさせることができない。

3 配偶者が前二項の規定に違反したときは、居住建物取得者は、当該配偶者に対する意思表示によつて配偶者短期居住権を消滅させることができる。

(配偶者居住権の取得による配偶者短期居住権の消滅)

第一千三十九条 配偶者が居住建物に係る配偶者居住権を取得したときは、配偶者短期居住権は、消滅する。

(居住建物の返還等)

第一千四十条 配偶者は、前条に規定する場合を除き、配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物取得者は、配偶者短期居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができない。

2 第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。

(使用貸借等の規定の準用)

第一千四十一条 第五百九十七条第三項、第六百条、第六百六十六条の二、第一千三十二条第二項、第一千三十三条及び第一千三十四条の規定は、配偶者短期居住権について準用する。

(家事事件手続法の一部改正)

第三条 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八節 遺留分に関する審判事件（第二百六十六条）」を「第十八節 遺留分に関する審判事件（第二百六十六条）」を「第十八節の二 特別の寄与に

関する審判事件（第二百六十六条）」

関する審判事件（第二百六十六条の二―第二百六十六条の五）に改める。

第三条の十一第一項中「十四の項」を「十五の項」に改め、同条第四項中「同じ。」の下に「及び特別の寄与に関する処分の審判事件（同表の十五の項の事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第二百六十六条の二において同じ。）」を加える。

第三条の十四中「審判事件」の下に「又は特別の寄与に関する処分の審判事件」を加える。

第二百条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権（民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権をいう。以下この項において同じ。）を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

第二百十五條第一項中「相続人の利益」を「遺言の内容の実現」に改める。

第二百十六條第一項第一号中「算定する」の下に「ための財産の価額を定める」を加える。

第二編第二章第十八節の次に次の一節を加える。

第十八節の二 特別の寄与に関する審判事件

(管轄)

第二百十六條の二 特別の寄与に関する処分の審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(給付命令)

第二百十六條の三 家庭裁判所は、特別の寄与に関する処分の審判において、当事者に対し、金銭の支払を命ずることができる。

(即時抗告)

第二百十六條の四 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができない。

一 特別の寄与に関する処分の審判 申立人及び相手方

二 特別の寄与に関する処分の申立てを却下する審判 申立人

(特別の寄与に関する審判事件を本案とする保全処分)

第二百十六條の五 家庭裁判所（第五百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所）は、特別の寄与に関する処分についての審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は申立人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、特別の寄与に関する処分の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができない。

第二百三十三條第一項中「別表第二の十五の項」を「別表第二の十六の項」に改める。

第二百四十條第二項中「別表第二の十六の項」を「別表第二の十七の項」に改める。

別表第一の百九の項中「算定する」の下に「ための財産の価額を定める」を加え、「第一千二十九條第二項」を「第一千四十三條第二項」に改める。

別表第一の百十の項中「第一千四十三條第一項」を「第一千四十九條第一項」に改める。

別表第二の生活保護法等の部中十六の項を十七の項とし、同表の厚生年金保険法の部中十五の項を十六の項とし、同表の遺産の分割の部の次に次の一部を加える。

特別の寄与	
十五	特別の寄与に関する処分 民法第一千五十條第二項

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十條及び第三十一條の規定 公布の日

二 第一条中民法第九百六十八條、第九百七十七條第二項及び第九百八十二條の改正規定並びに附則第六條の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第一条中民法第九百九十八條、第一千條及び第一千二十五條ただし書の改正規定並びに附則第七條及び第九條の規定 民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行の日

四 第二条並びに附則第十條、第十三條、第十四條、第十七條、第十八條及び第二十三條から第二十六條までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条中家事事件手続法第三條の十一及び第三條の十四の改正規定並びに附則第十一条第一項の規定 人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(共同相続における権利の承継の對抗要件に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の民法（以下「新民法」という。）第八百九十九條の二の規定は、施行日前に開始した相続に関し遺産の分割による債権の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときも、適用する。

第四条 新民法第九百三十三條第四項の規定は、施行日前にされた遺贈又は贈与については、適用しない。

(遺産の分割前における預貯金債権の行使に関する経過措置)

第五条 新民法第九百九条の二の規定は、施行日前に開始した相続に関し、施行日以後に預貯金債権が行使されるときにも、適用する。

2 施行日から附則第一条第三号に定める日の前日までの間における新民法第九百九条の二の規定の適用については、同条中「預貯金債権のうち」とあるのは、「預貯金債権（預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権をいう。以下同じ。）のうち」とする。

(自筆証書遺言の方式に関する経過措置)

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日にされた自筆証書遺言については、新民法第九百六十八条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(遺贈義務者の引渡義務等に関する経過措置)

第七条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前にされた遺贈に係る遺贈義務者の引渡義務については、新民法第九百九十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の民法第一千条の規定は、第三号施行日前にされた第三者の権利の目的である財産の遺贈については、なおその効力を有する。

(遺言執行者の権利義務等に関する経過措置)

第八条 新民法第七百七条第二項及び第七百七十二条の規定は、施行日前に開始した相続に関し、施行日以後に遺言執行者となる者にも、適用する。

2 新民法第一千四百条第二項から第四項までの規定は、施行日前にされた特定の財産に関する遺言に係る遺言執行者によるその執行については、適用しない。

3 施行日前にされた遺言に係る遺言執行者の復任権については、新民法第一千六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(撤回された遺言の効力に関する経過措置)

第九条 第三号施行日前に撤回された遺言の効力については、新民法第一千二十五条ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(配偶者の居住の権利に関する経過措置)

第十条 第二条の規定による改正後の民法（次項において「第四号新民法」という。）第一千二十八条から第一千四十一条までの規定は、次項に定めるものを除き、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）以後に開始した相続について適用し、第四号施行日前に開始した相続については、なお従前の例による。

2 第四号新民法第一千二十八条から第一千三十六条までの規定は、第四号施行日前にされた遺贈については、適用しない。

(家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第三条の規定による改正後の家事事件手続法（以下「新家事事件手続法」という。）第三条の十一第四項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の前日にした特定の国の裁判所に特別の寄与に関する処分の審判事件（新家事事件手続法別表第二の十五の項の事項についての審判事件をいう。）の申立てをすることができ旨の合意については、適用しない。

2 施行日から第三号施行日の前日までの間における新家事事件手続法第二百条第三項の規定の適用については、同項中「民法第四百六十六條の五第一項に規定する預貯金債権」とあるのは、「預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権」とする。

(家事事件手続法の一部改正に伴う調整規定)

第十二条 施行日が人事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における新家事事件手続法第二百六条の二及び別表第二の規定の適用については、同条中「審判事件」とあるのは「審判事件（別表第二の十五の項の事項についての審判事件をいう。）」と、同表中「第九百七十七條」とあるのは「第九百七十七條、第二百六十六條の二」とする。

(刑法の一部改正)

第十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。
第三十五條及び第六百二十條第二項中「貸貸し」の下に「配偶者居住権が設定され」を加える。
第二百六十二條中「又は貸貸した」を「貸貸し、又は配偶者居住権が設定された」に改める。
(抵当証券法の一部改正)

第十四条 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第九号中「又ハ賃借權」を「賃借權又ハ配偶者居住權」に改める。
第四十一條中「第一百五十七條第一項乃至第三項」を「第一百五十七條（第四項ヲ除ク）」に改める。

(農業協同組合法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「第九十三條」の下に「第九十五條、第九十六條」を加える。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の第十一條の四十七

二 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二十九條

(農業協同組合法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の同条各号に掲げる法律の規定は、施行日前に開始した相続に関し遺産の分割による受益権の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときにも、適用する。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第十七条 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項中「除く。」の下に「又は配偶者居住権を有する者」を、「その建物の賃借権」の下に「又は配偶者居住権」を加える。

(都市再開発法の一部改正)

第十八条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第十三号中「賃借權」の下に「一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。以下同じ。」及び配偶者居住権を加え、同号ただし書を削る。

第七十三條第一項第二号中「借家權」を「賃借權」に改め、第七十三條第一項第三号中「賃借權」を「賃借權」に改め、同項中第二十三号を第二十五号とし、第十四号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次の二号を加える。

十四 施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物について配偶者居住権を有する者（その者が賃借権を設定している場合を除く。）で、当該配偶者居住権に対応して、施設建築物の一部について配偶者居住権を与えられることとなるものの氏名及び住所並びにその配偶者居住権の存続期間

十五 前号に掲げる者に配偶者居住権が与えられることとなる施設建築物の一部

第七十七條第五項中「借家權」を「賃借權」に改め、「者」の下に「又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物について配偶者居住権を有する者から賃借権の設定を受けている者」を、「第一項の規定により」の下に「それぞれ」を加え、同条に次の二項を加える。

6 権利変換計画においては、第七十一條第三項の申出をした者を除き、施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物については、配偶者居住権の設定を受けている者（その者が賃借権を設定している場合を除く。）に対しては、第一項の規定により当該建築物の所有者に与えられることとなる施設建築物の一部について、配偶者居住権が与えられるように定めなければならない。ただし、当該建築物の所有者が同条第一項の申出をしたときは、第四項の規定により施行者に帰属することとなる施設建築物の一部について、配偶者居住権が与えられるように定めなければならない。

7 前項の場合においては、権利変換計画は、施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物について配偶者居住権の設定を受けている者に対し与えられることとなる施設建築物の一部についての配偶者居住権の存続期間が当該土地に存する建築物の配偶者居住権の存続期間と同一の期間となるように定めなければならない。

第五十八條第一項第七号中「借家権」を「賃借権」に改め「者」の下に「又は施行マンションに
ついて配偶者居住権を有する者から賃借権の設定を受けた者」を加え「権利」を「賃借権」に改め、
同項第八号中「借家権」を「賃借権」に改め、同項第十七号を第十九号とし、第九号から第十六
号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 施行マンションについて配偶者居住権を有する者（その者が賃借権を設定している場合を除く。）で、当該配偶者居住権に対応して、施行再建マンションについて配偶者居住権を与えられることとなるものの氏名及び住所並びにその配偶者居住権の存続期間

十 前号に掲げる者に配偶者居住権が与えられることとなる施行再建マンションの部分
第六十条第三項中「第一項第十六号」を「第一項第十八号」に改める。

第六十条第四項本文中「から」の下に「当該」を加え、「借家権」を「賃借権」に改め、「者」の下に「又は施行マンションについて配偶者居住権を有する者から賃借権の設定を受けている者」を、「より」の下に「それぞれ」を加え、同項ただし書中「第五十六条第一項」を「同条第一項」に、「借家権」を「賃借権」に改め、同条に次の二項を加える。

五 権利変換計画においては、第五十六条第三項の申出をした者を除き、施行マンションについて配偶者居住権の設定を受けている者（その者が賃借権を設定している場合を除く。）に対しては、第一項の規定により当該施行マンションの区分所有者に与えられることとなる施行再建マンションの部分について、配偶者居住権が与えられるように定めなければならない。ただし、施行マンションの区分所有者が同条第一項の申出をしたときは、第三項の規定により施行者に帰属することとなる施行再建マンションの部分について、配偶者居住権が与えられるように定めなければならない。

六 前項の場合においては、権利変換計画は、施行マンションについて配偶者居住権の設定を受けている者に対し与えられることとなる施行再建マンションの部分についての配偶者居住権の存続期間が当該施行マンションの配偶者居住権の存続期間と同一の期間となるように定めなければならない。

第六十二条中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。

第六十三条中「第九号」を「第十一号」に改める。

第八十三条第一項及び第二項第三号中「借家権」を「賃借権」に改め、同条第三項中「賃借人」を「賃借権を有する者」に改める。

第二章第二節第二款の款名中「賃借人等」を「借家権者等」に改める。

第九十条中「賃借人」を「借家権者」に改める。

第一百零三条第三号中「借家人」を「借家権者」に改める。

第一百零五条中「賃借人」を「借家権者」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第二十五条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「第七十三条第一項第十九号」を「第七十三条第一項第二十一号」に、「第二百五条第一項第十八号」を「第二百五条第一項第二十号」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

第二十六条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 配偶者居住権

第八十一条の次に次の一条を加える。

（配偶者居住権の登記の登記事項）

第八十一条の二 配偶者居住権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 存続期間

二 第三者に居住建物（民法第千二十八条第一項に規定する居住建物をいう。）の使用又は収益をさせることを許す旨の定めがあるときは、その定め

（信託法の一部改正）

第二十七条 信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（共同相続における受益権の對抗要件）

第九十五条の二 相続により受益権が承継された場合において、民法第百九条及び第百九十一条の規定により算定した相続分を超えて当該受益権を承継した共同相続人が当該受益権に係る遺言の内

容（遺産の分割により当該受益権を承継した場合にあつては、当該受益権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして受託者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が受託者に通知をしたものとみなして、同法第八百九十九条の二第一項の規定を適用する。

（信託法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 前条の規定による改正後の信託法第九十五条の二の規定は、施行日前に開始した相続に關し遺産の分割による受益権の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときにも、適用する。

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第二十九条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「第千二十九條第一項の規定及び同法第千四十四條において準用する同法第九百

三條第一項」を「第千四十三條第一項の規定及び同法第千四十四條第三項において読み替えて適用される同条第一項」に改め、同条第三項中「滅殺」を「遺留分侵害額の請求」に改める。

（民法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条 民法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第千十二条第二項の改正規定中「第千十二条第二項」を「第千十二条第三項」に改める。

第千十六条第二項を削る改正規定を削る。

附則第三十六条の見出し中「復任権及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（政令への委任）

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣 上川 陽子
文部科学大臣 林 芳正
農林水産大臣 齋藤 健
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 新旧対照条文（抄）

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
（自筆証書遺言） 第九百六十八条 自筆証書によつて遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならぬ。 2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合においては、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。 3 自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。 （秘密証書遺言）	（自筆証書遺言） 第九百六十八条 （同上） （新設） 2 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。 （秘密証書遺言）

第九百七十条 (略) 2 第九百六十八条第三項の規定は、秘密証書による遺言について準用する。 (普通的方式による遺言の規定の準用) 第九百八十二条 第九百六十八条第三項及び第九百七十三条から第九百七十五条までの規定は、第九百七十六条から前条までの規定による遺言について準用する。	第九百七十条 (同上) 2 第九百六十八条第二項の規定は、秘密証書による遺言について準用する。 (普通的方式による遺言の規定の準用) 第九百八十二条 第九百六十八条第二項及び第九百七十三条から第九百七十五条までの規定は、第九百七十六条から前条までの規定による遺言について準用する。
---	--